

TPP11及び日EU・EPAによる 北海道への影響について

平成30年2月
北海道

目 次

I 農林水産物の生産額への影響

1 取りまとめの経緯	1
2 生産額への影響試算の算出方法	1

II TPP11による農林水産物の生産額への影響

1 試算対象品目

(1) 農畜産物	2
(2) 水産物	2
(3) 林産物	2

2 影響試算の結果

(1) 農畜産物	3
(2) 水産物	4
(3) 林産物	4

III 日EU・EPAによる農林水産物の生産額への影響

1 試算対象品目

(1) 農畜産物	5
(2) 水産物	5
(3) 林産物	5

2 影響試算の結果

(1) 農畜産物	6
(2) 水産物	7
(3) 林産物	7

(参考資料)

■ TPP11による影響

I 物品市場アクセス

1	農業関係	8
2	水産業関係	14
3	林業・木材産業関係	15
4	商工業関係	15

II ルール分野等

■ 日EU・EPAによる影響

I 日本市場へのアクセス（輸入）

1	農業関係	26
2	水産業関係	31
3	林業・木材産業関係	32
4	商工業関係	32

II EU市場へのアクセス（輸出）

1	農林水産業関係	32
2	工業製品関係	33

III ルール分野等

I 農林水産物の生産額への影響

1 取りまとめの経緯

- 昨年11月、米国を除く11か国によるTPP（以下、「TPP11」という。）交渉が大筋合意に至り、また、12月には、日EU・EPA交渉が妥結し、国においては、12月に「日EU・EPA等の経済効果分析」及び「農林水産物の生産額への影響について」を取りまとめた。
- 今後、TPP11協定及び日EU・EPAにおける本道農林水産物等の重要品目の関税の撤廃や削減などによって、農林水産業や地域への影響が懸念されるため、この度の国の「農林水産物の生産額の影響について」を踏まえ、本道の農林水産物の生産額への影響について試算を行い取りまとめた。

2 生産額への影響試算の算出方法

- 農林水産省がまとめた「農林水産物の生産額への影響について」での算出方法に即して、個別品目ごとに合意内容の最終年における生産額への影響額を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算した。
- 具体的には、農林水産省の影響試算データ諸元の精査と道における適用等について検討の上、以下の①、②、③の前提により生産額への影響を試算した。
 - ① 内外価格差、品質格差等の観点から、品目毎に輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分。
 - ② 価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率（関税削減相当分÷国産品価格）の1/2の割合で価格が低下すると見込む。（注）
 - ③ 生産量については、国内対策の効果を考慮。
 - ※ 個別品目の事情により、上記①～③と異なる場合がある。
 - （注） 価格について、品目によっては、国内対策により品質向上や高付加価値化等を進める効果を勘案し、以下で見込む価格を上限値とし、上記②で見込む価格を下限値とする。
 - ア 競合する部分は、関税削減相当分の1/2の価格低下
 - イ 競合しない部分は、アの競合する部分の価格低下率の1/2の価格低下

Ⅱ TPP11による農林水産物の生産額への影響

1 試算対象品目

(1) 農畜産物

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている農畜産物 19 品目のうち、本道での生産額が 1 億円以上^{※1}の農畜産物 13 品目

※1 国内農業産出額の本道シェアが約 13%であり、10 億円×13%≒1 億円としたもの。

米、小麦、砂糖、でん粉、小豆、いんげん、加工用トマト、りんご、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、鶏肉、鶏卵

- 国の対象品目になっていないが、本道における主要な農畜産物として、次の品目を参考試算（2 品目）

たまねぎ、軽種馬

(2) 水産物

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている水産物 13 品目

たら、いか・干しするめ、かつお・まぐろ類ほか 10 品目

(3) 林産物

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている林産物

合板等（集成材を含む）

- 国の対象品目になっていないが、本道における主要な林産物として、次の品目を参考試算（1 品目）

製材（エゾ・トド、カラマツ）

2 影響試算の結果

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農林漁業者の所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

本道の農林水産物の生産減少額は、**▲約312億円～▲約495億円**

(1) 農畜産物

▲約293億円～▲約470億円

(単位：億円)

区分	品 目 名		TPP11による生産減少額(試算)		
			全 国	北海道	割合
国の試算対象	1	米	0	0	—
	2	小麦	29～65	19～43	66%
	3	砂糖	48	36	75%
	4	でん粉	0	0	—
	5	小豆	0	0	—
	6	いんげん	0	0	—
	7	加工用トマト	—	—	—
	8	りんご	4～8	(7～15百万円)	2%
	9	牛肉	200～399	47～94	24%
	10	豚肉	124～248	9～17	7%
	11	牛乳乳製品	199～314	182～280	89～91%
	12	鶏肉	—	—	—
	13	鶏卵	—	—	—
		その他(6品目) ^{※1}	12～21	—	—
	合 計	616～1,103	293～470	43～48%	
参考試算	14	たまねぎ ^{※2}	—	0	—
	15	軽種馬 ^{※3}	—	0	—

※1 その他(6品目)は、大麦、落花生、こんにゃくいも、茶、かんきつ類、パインアップル。

※2 たまねぎは、関税率が国の試算対象(10%以上)を下回るものの、道内における生産額が大きく、野菜の中では高関税率品目(8.5%)であることから、試算を行った。

※3 軽種馬の関税は340万円/頭で、平均輸入価格の10%以上であり、道内における生産額が大きいことから、試算を行った。

(2) 水産物

▲約6億円～▲約12億円

(単位：億円)

区分	品 目 名		T P P 1 1による生産減少額(試算)		
			全 国	北海道	割合
国の試算対象	1	たら	4～7	2～3	43～50%
	2	いか・干しするめ	19～38	4～8	21%
	3	かつお・まぐろ類	46～93	0～1	0～1%
		その他(10品目) ^{※1}	^{※2} 8～16	0	0%
		合 計	77～154	6～12	8%

※1 その他(10品目)は、あじ、さば、いわし、ほたてがい、さけ・ます類、うなぎ、こんぶ・こんぶ調整品、のり類、わかめ、ひじき。

※2 その他(10品目)の全国生産減少額は、あじの減少額であり、他の品目については、T P P 1 1参加国からの輸入がなく影響がない。

(3) 林産物

▲約13億円

(単位：億円)

区分	品 目 名		T P P 1 1による生産減少額(試算)		
			全 国	北海道	割合
国の試算対象	1	合板等	212	13	6%
		合 計	212	13	6%
参考試算	2	製材 ^{※1}	—	10	—

※1 製材は、林産物の中で、生産額が大きいことから試算を行った。

Ⅲ 日EU・EPAによる農林水産物の生産額への影響

1 試算対象品目

(1) 農畜産物

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている農畜産物 18 品目のうち、本道での生産額が 1 億円以上^{※1}の農畜産物 12 品目

※1 国内農業産出額の本道シェアが約 13%であり、10 億円×13%≒1 億円としたもの。

小麦、砂糖、でん粉、小豆、いんげん、加工用トマト、りんご、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、鶏肉、鶏卵

- 国の対象品目になっていないが、本道における主要な農畜産物として、次の品目を参考試算（2 品目）

たまねぎ、軽種馬

(2) 水産物

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている水産物 9 品目

さば、かつお・まぐろ類ほか 7 品目

(3) 林産物

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている林産物

構造用集成材等（合板、製材、パーティクルボードを含む。）

2 影響試算の結果

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農林漁業者の所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

本道の農林水産物の生産減少額は、**▲約214億円～▲約329億円**

(1) 農畜産物

▲約198億円～▲約299億円

(単位：億円)

区分	品 目 名		日EU・EPAによる生産減少額(試算)		
			全 国	北海道	割合
国の試算対象	1	小麦	0	0	—
	2	砂糖	33	25	76%
	3	でん粉	9	9	100%
	4	小豆	—	—	—
	5	いんげん	—	—	—
	6	加工用トマト	1	0	0%
	7	りんご	3～5	(7～15百万円)	2～3%
	8	牛肉	94～188	32～65	34～35%
	9	豚肉	118～236	8～16	7%
	10	牛乳乳製品	134～203	124～184	91～93%
	11	鶏肉	—	—	—
	12	鶏卵	4～8	(2～3千万円)	4～5%
		その他(6品目) ^{※1}	1～3	—	—
	合 計	397～686	198～299	44～50%	
参考試算	13	たまねぎ ^{※2}	—	0	—
	14	軽種馬 ^{※3}	—	0	—

※1 その他(6品目)は、大麦、落花生、こんにゃくいも、茶、かんきつ類、パインアップル。

※2 たまねぎは、関税率が国の試算対象(10%以上)を下回るものの、道内における生産額が大きく、野菜の中では高関税率品目(8.5%)であることから、試算を行った。

※3 軽種馬の関税は340万円/頭で、平均輸入価格の10%以上であり、道内における生産額が大きいことから、試算を行った。

(2) 水産物

▲約2億円

(単位：億円)

区分	品 目 名		日EU・EPAによる生産減少額(試算)		
			全 国	北海道	割合
国の試算対象	1	さば	7~14	1	7~14%
	2	かつお・まぐろ類	28~56	1	2~4%
		その他(7品目) ^{※1}	^{※2} 8~16	0	0%
		合 計	43~86	2	2~5%

※1 その他(7品目)は、あじ、いわし、ほたてがい、たら、いか・干しするめ、さけ・ます類、うなぎ。

※2 その他(7品目)の全国生産減少額は、あじの減少額であり、他の品目については、EU加盟国からの輸入がなく影響がない。

(3) 林産物

▲約14億円~▲約28億円

(単位：億円)

区分	品 目 名		日EU・EPAによる生産減少額(試算)		
			全 国	北海道	割合
国の試算対象	1	構造用集成材等	186~371	14~28	8%
		合 計	186~371	14~28	8%

(参考資料)

■ TPP11による影響

I 物品市場アクセス

1 農業関係

(1) 米

【合意の概要】

- 現行の国家貿易制度及び枠外税率(341 円/kg)を維持。
- 豪州にSBS(売買同時契約)方式の国別枠(無関税、輸入義務量ではない)を設定。
(米国は不適用)
 - ・ 豪州：0.6 万トン(当初3年維持) → 0.84 万トン(13年目以降)
- [※ 米 国： 5 万トン(当初3年維持) → 7 万トン(13年目以降) (不適用)]

【想定される影響】

- 国家貿易制度が維持されることなどから、国家貿易以外の輸入の増加は見込み難い。
- なお、総合的なTPP等関連政策大綱(以下「大綱」と言う。)に基づき、国産米の需給や価格に与える影響を遮断するため、政府による国別枠の輸入量に相当する国産米の備蓄米としての買入れが行われることなどを総合的に勘案した場合、北海道米の価格への影響は見込み難い。

≪生産状況≫ 農家戸数(H27) ; 13,470 戸
生産量(H28) ; 578,600 トン
農業産出額(H27) ; 1,149 億円

(2) 小麦

【合意の概要】

- 現行の国家貿易制度(無税+マークアップ(上限 45.2 円/kg))を維持するとともに、枠外税率(55 円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠(574 万トン)に加え、豪州、カナダに国別枠を新設(国家貿易・SBS方式(米国は不適用))。新設枠の数量は7年目まで拡大。
 - ・ 豪州： 3.8 万トン(1年目) → 5 万トン(7年目以降)
 - ・ カナダ： 4 万トン(1年目) → 5.3 万トン(7年目以降)
- [※ 米 国： 11.4 万トン(1年目) → 15 万トン(7年目以降) (不適用)]
- 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。

【想定される影響】

- 国家貿易制度が維持され、新たな国別枠を通じた輸入は、既存枠を通じた輸入の一部が置き換わることが基本であることから、小麦の輸入の増加は見込み難い。
- 他方、マークアップの削減に伴い、国産小麦の価格低下や、経営所得安定対策の財源の減少が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

《生産状況》 農 家戸数(H27) ; 13,657 戸
生 産 量(H28) ; 524,300 トン
農業産出額(H27) ; 246 億円

(3) 甘味資源作物(てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ)

【合意の概要】

ア 砂糖

- 現行の糖価調整制度を維持。
- 高糖度(糖度 98.5 度以上 99.3 度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
- 粗糖・精製糖については、新商品開発用の試験輸入枠(500 トン)を設定(無税・無調整金)。
- 加糖調製品については、品目ごとに関税割当枠(T P P 枠)を設定。
(品目ごとに 6～11 年目)
加糖ココア粉、ココア調製品などは段階的に関税撤廃。
 - ・ 加糖ココア粉 : 29.8%(現行) → 14.9%(11 年目)

イ でん粉

- 現行の糖価調整制度及び枠外税率(119 円/kg)を維持。
- 現行の関税割当数量(16.7 万トン)の範囲内で関税割当枠(T P P 枠)を設定。
(0.75 万トン)
《枠内税率》
 - ・ 糖化・化工でん粉用 : 119 円/kg(現行) → 無税+調整金(即時)
 - ・ その他 : 119 円/kg(現行) → 12.5%、16%、25%(即時)
- 現行輸入量が少量のでん粉等(コーンスターチ、ばれいしょでん粉等)に米国枠を設定。(不適用)

【想定される影響】

ア 砂糖(てん菜)

- 糖価調整制度が維持されることから、てん菜の生産への特段の影響は見込み難い。
- 他方、加糖調製品での関税割当枠の設定や関税撤廃に伴う輸入増加等が懸念されるとともに、精製糖企業等から徴収する糖価調整制度に係る調整金収入が減少する場合、当該制度の安定運営に支障が生ずることが懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

《生産状況》 農 家戸数(H27) ; 7,331 戸(てん菜)
生 産 量(H28) ; 3,189,000 トン(てん菜)
農業産出額(H27) ; 452 億円(てん菜)

イ でん粉(でん粉原料用馬鈴しょ)

- 糖価調整制度が維持され、現行の関税割当数量の範囲内で T P P 枠が設定されることから、でん粉原料用馬鈴しょの生産への特段の影響は見込み難い。
- なお、大綱に基づく措置等の実施により、更なる体質強化が必要である。

《生産状況》 農 家戸数(H27) ; 9,233 戸(馬鈴しょ)
原料仕向量(H27) ; 835,949 トン(馬鈴しょ)

(4) 雑豆(小豆・いんげん)

【合意の概要】

- 枠内税率(10%)について即時撤廃、枠外税率(354 円/kg)を維持。

【想定される影響】

- 枠内税率が撤廃されるが、関税割当制度や枠外税率が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、T P P 参加国以外の国からの輸入が T P P 参加国からの輸入に切り替わるものと考えられることから、特段の影響は見込み難い。
- なお、大綱に基づく措置等の実施により、更なる体質強化が必要である。

≪生産状況≫ 農家戸数(H27) ; 7,368 戸(小豆)
生産量(H28) ; 32,580 トン(小豆・いんげん)
農業産出額(H27) ; 191 億円(小豆・いんげん)

(5) 野菜

【合意の概要】

- たまねぎ :
8.5%(73.7 円/kg を超えるものは無税) (現行) → 段階的に6年目に関税撤廃。
- スイートコーン : 6%(現行) → 段階的に4年目に関税撤廃。
- メロン、すいか、いちご : 6%(現行) → 即時関税撤廃。
- その他生鮮野菜 : 3%の品目(現行) → 即時関税撤廃。
- トマト加工品
 - ・ トマトピューレ・ペースト :
枠内無税、枠外 16%(現行) → 段階的に6年目に関税撤廃。
 - ・ トマトケチャップ、トマトソース、トマトジュース等 :
17%~29.8%(現行) → 段階的に6~11年目に関税撤廃。
 - ・ 調製したトマト :
9%~13.4%(現行) → 即時関税撤廃又は段階的に6年目に関税撤廃。

【想定される影響】

- 低関税品目が多く、品質による差別化が図られていることや、時期・用途による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産野菜の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

≪生産状況≫ 農家戸数(H27) ; 18,047 戸(野菜)
農業産出額(H27) ; 2,224 億円(野菜)

(6) 果実

【合意の概要】

- りんご(生果) :
17%(現行) → 12.8%(初年度)とし、以降、段階的に11年目に関税撤廃。
- りんご(果汁) : 「19.1%」~「34%又は23 円/kg のうち高い方」(現行)
→ 段階的に8~11年目に関税撤廃。
- さくらんぼ : 8.5%(現行) → 段階的に6年目に関税撤廃。
- ぶどう : 17%(3月~10月)、7.8%(11月~2月) (現行) → 即時関税撤廃。

【想定される影響】

- 品質による差別化が図られていることや、時期による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産果実の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

≪生産状況≫ 農家戸数(H27) ; 366戸(りんご)、563戸(おうとう)、492戸(ぶどう)
農業産出額(H27) ; 64億円(果実)

(7) 牛肉

【合意の概要】

- 長期の関税削減期間(16年)を確保。
 - ・ 38.5%(現行) → 27.5%(1年目) → 9%(16年目)
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量 : 59万トン(1年目) → 73.8万トン(16年目)
 - ・ セーフガード税率 : 38.5%(1年目) → 18%(15年目)

【想定される影響】

- 輸入牛肉の価格が低下することにより、肉質面で競合する乳用種や交雑種を中心に国産牛肉価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

≪生産状況≫ 飼養農家戸数(H29) ; 2,610戸(肉用牛)
枝肉生産量(H28) ; 90,755トン
農業産出額(H27) ; 972億円(肉用牛)

(8) 豚肉

【合意の概要】

- 差額関税制度を維持(分岐点価格524円/kgを維持)。
- 長期の関税削減期間(10年)を確保。
 - ・ 安い部位 : 従量税(最大)
482円/kg(現行) → 125円/kg(1年目) → 50円/kg(10年目)
 - ・ 高い部位 : 従価税
4.3%(現行) → 2.2%(1年目) → 0%(10年目)
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量(従量税削減部分) : 9万トン(5年目) → 15万トン(10年目)

【想定される影響】

- 長期的には、従量税の引下げに伴い、低価格部位の輸入の増加により、需給緩和と国産豚肉価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

≪生産状況≫ 飼養農家戸数(H29) ; 211戸(豚)
枝肉生産量(H28) ; 87,746トン
農業産出額(H27) ; 433億円(豚)

(9) 牛乳乳製品

【合意の概要】

ア 脱脂粉乳・バター

- 国家貿易を維持した上で、民間貿易による T P P 枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内。
 - ・ 枠数量(生乳換算) : 6 万トン(1 年目) → 7 万トン(6 年目)
- ※ 最近の追加輸入量 : 18.8 万トン(H26)、15.6 万トン(H27)、13.6 万トン(H28)
 - ・ 枠内税率(段階的に削減)
 - ・ 脱脂粉乳 … 25%、35%+130 円/kg(現行) → 25%、35%(11 年目)
 - ・ バ タ ー … 35%+290 円/kg(現行) → 35%(11 年目)

イ ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量 34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量 25%~45%)について、最も長い 21 年目までの関税撤廃期間を確保。
 - ・ 枠内税率 : 25%、35%+40 円/kg(現行) → 0%(21 年目)
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量 : 4,500 トン(1 年目) → 16,250 トン(21 年目)
脱脂粉乳の国内生産量の 1 割強の水準

ウ チーズ

- モッツァレラ、カマンベール等は、現行関税を維持。
- チェダー、ゴード、クリームチーズ等は、16 年目に関税撤廃。
29.8% (現行) → 0% (16 年目)
- プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合せ無税の関税割当制度は維持。
 - ・ 国産品の使用を条件に無税輸入(国産品 : 輸入品 = 1 : 2.5)

【想定される影響】

ア 脱脂粉乳・バター

- T P P 枠の数量に上限はあるものの、長期的には、安価な脱脂粉乳・バターの輸入の増加により、需給緩和と国産品の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

イ ホエイ

- 長期的には、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイの輸入の増加により、脱脂粉乳の需給緩和と国産脱脂粉乳の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

ウ チーズ

- ハード系チーズについて、国産ハード系の大部分は抱き合せ制度の下、プロセス原料に仕向けられており、抱き合せ制度は維持されているものの、関税の段階的削減に伴い、そのメリットが消失した後のプロセス原料用の輸入増が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

《生産状況》 飼養農家戸数(H29) ; 6,310 戸(乳用牛)
生乳生産量(H28) ; 3,922,685 トン
農業産出額(H27) ; 3,554 億円(生乳)

(10) 鶏肉

【合意の概要】

- 8.5%、11.9%（現行）→ 段階的に11年目に関税撤廃。
- ただし、冷蔵丸肉と冷凍鶏肉（丸鶏及び骨付きもも肉を除く。）は、段階的に6年目に関税撤廃。

【想定される影響】

- 輸入量の大部分（約9割）をブラジルとタイが占めており、TPP参加国からの輸入量は少量となっている。また、冷凍骨付きもも肉が大宗を占めており、用途や販路が限られ国産品との競合はほとんどないことから、特段の影響は見込み難い。
- なお、大綱に基づく措置等の実施により、更なる体質強化が必要である。

≪生産状況≫ 飼養農家戸数(H29) ; 10戸(ブロイラー)
鶏肉生産量(H26) ; 101,161トン
農業産出額(H27) ; 159億円(ブロイラー)

(11) 鶏卵

【合意の概要】

- 殻付き卵
 - ・ 生鮮・冷蔵・冷凍 : 17%（現行）→ 段階的に13年目に関税撤廃。
 - ・ その他(ゆで卵等) : 21.3%（現行）→ 段階的に11年目に関税撤廃。
- 全卵
 - ・ 乾燥したもの(全卵粉等) : 21.3%（現行）→ 段階的に13年目に関税撤廃。
 - ・ 乾燥したものの以外 : 21.3%又は51円/kg（現行）→ 段階的に6年目に関税撤廃。
- 卵黄
 - ・ 乾燥したもの(卵黄粉等) : 18.8%（現行）→ 段階的に6年目に関税撤廃。
 - ・ 乾燥したものの以外 : 20%又は48円/kg（現行）→ 段階的に6年目に関税撤廃。
- 卵白 : 8%（現行）→ 即時関税撤廃。

【想定される影響】

- 消費量のうち、輸入量は3%と少量であり、TPP参加国からの輸入量は少量かつ用途が限られ国産品との競合はほとんどないことから、特段の影響は見込み難い。
- なお、大綱に基づく措置等の実施により、更なる体質強化が必要である。

≪生産状況≫ 飼養農家戸数(H29) ; 64戸(採卵鶏)
鶏卵生産量(H28) ; 104,318トン
農業産出額(H27) ; 238億円(鶏卵)

(12) 軽種馬

【合意の概要】

- 妊娠馬の関税(340万円/頭)は、即時撤廃。
- 競走馬の関税(340万円/頭)は、段階的に16年目に撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。

【想定される影響】

- 外国産馬と国産馬の価格差は大きく、関税撤廃による外国産馬への置き換わりは生じないものと考えられるため、特段の影響は見込み難い。

≪生産状況≫ 飼養戸数(H28) ; 786戸
生産頭数(H28) ; 6,751頭
農業産出額(H27) ; 369億円(軽種馬)

2 水産業関係

【合意の概要】

- こんぶ、わかめ等(現行10.5~40%)は、即時15%関税削減(8.9~34%)。
- すけとうだら(すり身、卵)、まだら(冷凍)等(現行1~9.6%)は、即時関税撤廃。
- すけとうだら(冷凍)、さけ、いか等(現行3.5~10%)は、段階的に引き下げ、6年目に関税撤廃。
- ほたてがい、さんま(冷凍)、ぶり(冷凍)、太平洋くろまぐろ等(現行3.5~10%)は、段階的に引き下げ、11年目に関税撤廃。
- さば、かたくちいわし(生鮮)等(現行7~10%)は、段階的に引き下げ、16年目に関税撤廃。

【想定される影響】

- 安価な輸入品の流通によって、道産水産物の価格低下等が懸念される。
- 加盟国からの輸入実績が少ないなどの理由から生産減少額が算出されなかった本道主要魚種であるさけ・ます、ほたてがい、にしん、かに・えびなどについて、今後の社会経済情勢の変化等により輸入増による影響が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

≪全道の漁業生産状況≫

- ・ 漁業生産の状況(H27) 金額 : 3,116億円

数量 : 100万2千トン、

[いか	…	4万8千トン(5%)]
	さば	…	2万0千トン(2%)	
	たら	…	2万0千トン(2%)	
	まぐろ	…	0.4千トン(0%)	

- ・ 漁業経営体(H27) : 12,160経営体
- ・ 漁業就業者(H27) : 28,870人
- ・ 道内港からの魚介類の輸出額(H27) : 689億円

3 林業・木材産業関係

【合意の概要】

- 熱帯産木材合板、広葉樹合板(現行 6.0%等)は、即時 50%削減(3.0%等)(マレーシア)又は 15 年間均等引き下げ(ベトナム)。16 年目関税撤廃、セーフガード付き。
- 針葉樹合板(現行 6.0%)は、即時 50%削減(3.0%) (カナダ、NZ) 又は 15 年間均等引き下げ(チリ、ベトナム)。16 年目関税撤廃、セーフガード付き。
- SPF*製材(現行 4.8%)は、即時 50%削減(2.4%)、16 年目関税撤廃、セーフガード付き(カナダ)。又は即時関税撤廃(NZ)。
- OSB*・パーティクルボード*(現行 6.0%等)は、即時 50%削減(3.0%等)。16 年目関税撤廃(カナダ)又は 11 年目関税撤廃(NZ)。セーフガード付き。
- 造作用集成材(現行 6.0%)は、10 年間均等引き下げ。11 年目関税撤廃。針葉樹以外のものについては、即時関税撤廃。

* S P F 製材 : トウヒ・マツ・モミ属の製材

* O S B : 屋根、壁、床の下地材

* パーティクルボード : 家具用、建築用の材

【想定される影響】

- 安価な輸入製品の流通により、道産木材・木製品の価格が低下し、木材関係業者への影響が懸念される。
- 価格低下に伴い、原料となる丸太の価格も低下し、素材生産者や森林所有者への影響も懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

《道内の状況(H28 年度)》

・道内普通合板(ラワン類、広葉樹)・特殊合板生産量	69.2 千 m ³
・道内普通合板(針葉樹)生産量	190.6 千 m ³
・道内エゾマツ・トドマツ製材生産量	343.4 千 m ³
・道内カラマツ製材生産量	458.6 千 m ³
・木材・木製品製造業従業者(H26)	6,861 人
・木材・木製品製造業(家具を除く)出荷額(H26)	1,346 億円

4 商工業関係

(1) 加工食品

【合意の概要】

〔輸入〕

- ボトルワイン(現行 15%等)は、8 年目関税撤廃。清酒、焼酎(現行 70.40 円/L)は、11 年目関税撤廃。
- 一定の輸入がある米粉調製品等(現行 23.8%等)は 5~25%の関税削減、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等(現行 21.3%等)は、関税を削減・撤廃。
- 小麦製品については、小麦粉調製品等に T P P 枠又は国別枠を新設(4.5 万トン(当初) → 6 万トン(6 年目以降))し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティ(現行 30 円/kg)は、9 年目までに 60%関税削減(12 円/kg)。

- 加糖調製品については、品目ごとに関税割当枠(T P P 枠)を設定。(再掲)
(品目ごとに6～11年目)
加糖ココア粉、ココア調製品などは段階的に関税撤廃。
29.8%(加糖ココア粉)〔現行〕→14.9%〔11年目〕

〔輸出〕

- 酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、カナダの清酒(2.82～12.95セント/L)、焼酎(12.28セント/L(無水エチルアルコール))については、即時撤廃。
- チョコレートについては、ベトナムで13～25%の関税であったものが、5～7年目の撤廃。

【想定される影響】

- 加工食品に対して関税が撤廃される場合、輸入製品との競合により、道内食品製造業の競争力低下が懸念される。
- T P P参加国から輸入される原材料を用いて加工製造(販売)行っている事業者については、関税撤廃に伴い、仕入や調達品目のコスト縮減や、原材料の安定確保につながる可能性が考えられる。
- 関税の撤廃等により、T P P参加国への道産加工食品の輸出拡大の可能性が高まる。
- 競合する輸入加工食品に対して、道内産の原材料の使用や安全・安心な製品づくりなどにより、製品のブランド力や付加価値を生かした競争力強化につながる可能性が考えられる。

【具体的な事例】

- 「にしんの卵」を輸入し、「かずのこ」を製造している企業の場合
 - ◆ 原材料：にしんの卵(関税率；塩蔵8.4% 即時撤廃)
 <輸入額(道) 約20億円(財務省貿易統計(H28))>
 → 関税分のコストが縮減
- ワインを製造している企業の場合
 - ◆ 製品：ボトルワイン(関税率15%又は125円/Lのうち低い方 8年目に撤廃)
 <輸入量(全国) 69,394L(財務省貿易統計(H28))>
 → 低価格のワインについては、海外ワイン(チリ産など)と競合

≪食品製造業の現況≫

	出荷額	事業所数	従業員数
食品製造業 (食料品、飲料等)	2兆4,804億円 (37.9%)	2,142か所 (36.9%)	82,330人 (48.4%)

※ H28 経済センサスー活動調査 製造業に関する確報(道統計課調べ)

※ ()内は全製造業に占めるシェア

(2) 工業製品

【合意の概要】

〔輸入〕TPP 10 各国全体

- 即時撤廃率：品目数ベース… 95.2%、貿易額ベース… 98.8%
- 関税撤廃率：品目数ベース… 100%、貿易額ベース… 100%

〔輸出〕TPP 10 各国全体

- 即時撤廃率：品目数ベース… 86.6%、貿易額ベース… 87.2%
- 関税撤廃率：品目数ベース… 99.9%、貿易額ベース… 99.9%
- EPA未締結のカナダ、NZにつき、TPP発効時点で、工業製品の無税割合が以下のとおり直ちに上昇。
 - ・カナダ：47% → 68%
 - ・NZ：79% → 98%
- 自動車部品、乗用車(カナダ)
 - ・自動車部品(現行：主に6.0%)は、日本から輸出の9割弱が即時関税撤廃。
 - ・乗用車(現行6.1%)は、5年目で関税撤廃。

【想定される影響】

- 道内の自動車部品メーカーは、主に北米向けにトランスミッション等を輸出しており、TPP協定における関税撤廃により、輸出拡大の可能性が高まる。
 - ・カナダ向けの自動車部品<輸出額(道) 約337億円(財務省貿易統計(H28))>
(参考：米国向け<輸出額(道) 約404億円(財務省貿易統計(H28))>
- 他にも、関税の撤廃などにより、TPP参加国への道産工業製品の輸出拡大の可能性が高まる。
- 道内農林水産業への影響次第では、生産用機械の投資額が減少することが懸念される。

《輸送用機械器具製造業の現況》

	出荷額	事業所数	従業員数
輸送用機械器具製造業	3,686億円 (5.6%)	144か所 (2.5%)	8,596人 (5.1%)

※ H28 経済センサスー活動調査 製造業に関する確報(道統計課調べ)

※ ()内は全製造業に占めるシェア

II ルール分野等 (TPP11)

1 衛生植物検疫 (SPS) 措置

■ 衛生植物検疫及び食品の安全基準 (残留農薬、食品添加物)

【合意の概要】

- 人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保することに関する規定を設けている。
- WTO・SPS協定*の内容を上回る規定として、締約国がWTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することや各締約国のSPS措置に係る手続の透明性の向上に関する規定等を設けている。
- 科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全 (人の健康又は生命の保護) を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっている。

* WTO・SPS協定の概要 (加盟国の権利及び義務)

- ・ 権利：人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、SPS協定に反しない範囲で、必要な措置を執る権利が認められている。
- ・ 義務：SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。
 - ① 保護に必要な限度において、科学的な原則に基づいた措置をとること
 - ② 関連の国際機関によって作成された国際的な基準や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること
 - ③ 同様の条件下にある加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
 - ④ 国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で措置を適用しないこと ほか

【想定される影響】

- 食品の安全基準の緩和などの懸念があったが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

2 貿易の技術的障害 (TBT)

■ 遺伝子組換え作物の表示問題

【合意の概要】

- 強制規格*、任意規格*及び適合性評価手続*の導入に際し、他の締約国の利害関係者の参加及び意見提出の機会を与えること、国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること、WTO通報と同時に締約国に当該通報及び提案を電子的に送付すること等の規定を設けている。
- 遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる合意内容は設けられていない。

* 強制規格：法令等に基づいて、守ることが義務付けられている規格

* 任意規格：守ることが任意となっている規格

* 適合性評価手続：規格に適合していることを評価する手続き

【想定される影響】

- 遺伝子組換え作物表示基準の緩和や撤廃の懸念があったが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

3 貿易救済(セーフガード等)

■ 農林水産物のセーフガード措置

【合意の概要】

- 輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するため、一時的に緊急措置(経過的セーフガード措置)をとることができることなどの規定を設けている。
- 経過的セーフガード措置については、関税の引下げ、撤廃の結果として、輸入が急増したことにより、国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こしている場合には、関税譲許を一時的に停止するか、一定の水準まで関税を引き上げることができる規定を設けている。
- その期間については、協定の発効から3年間。ただし、特定の製品の関税撤廃がそれよりも長い期間にわたって行われる場合は当該製品についての段階的な撤廃期間とされている。
- また、同一製品に対する二回以上の経過的セーフガードの発動の禁止等、WTO協定にはない内容とした規定を設けている。

【想定される影響】

- 経過的セーフガード措置は、国内産業の損害を立証する必要があるが、農林水産業分野における影響が想定される品目については、個別の品目ごとに、基準に基づき自動的に発動するセーフガードが措置されている。

4 政府調達

■ 調達基準額の引下げや対象機関の拡大

【合意の概要】

- 特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。
 - 具体的には、公開入札とすることと、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲のさらなる拡大(地方政府を含む)に関する交渉等について規定。
 - 日本の調達基準については、既存のWTOの政府調達と同水準としている(基準の引下げはないとしている)。
 - 各国の対応方向は次のとおりとなっている。
 - ・ マレーシア、ベトナム及びブルネイはWTO政府調達協定(GPA)を締結しておらず、これらの3か国との間で、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が初めて国際約束として規定されたことから、これらの国々の政府調達市場へのアクセスが改善。
 - ・ 米国、豪州、カナダ、シンガポールは既存の国際約束以上の対象機関について政府調達市場を開放
 - ・ 豪州、チリ、ペルーは既存の国際約束より対象となる調達の基準額を引下げ
- ※ TPP11協定の合意において、「参加のための条件(第15.8条5)」、「追加的な交渉(第15.24条2)」は、凍結項目となっている。

【想定される影響】

- 日本の調達基準は、既存のWTOの政府調達協定（GPA）と同水準とされていることから、海外企業の参入による道内企業への特段の影響はないものと考えられる。
- 一部の国で既存の国際約束より基準額を下げるなどとしており、今後、国内企業による海外政府調達市場への参入機会が増える可能性があるものと考えられる。
- 対象品目の拡大や調達基準額の引下げが行われないことから、道の発注に当たっては、特段の影響はないものと考えられる。

5 サービス・投資の市場アクセス

【合意の概要】

- 市場アクセス改善については、原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。日本企業の海外進出の観点から、諸規制の緩和や撤廃が進んだうえ、現状が明確化され、透明性が向上。
- 具体例として、我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。
 - ・ ベトナム
TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト(Economic Needs Test、出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度)」を廃止。
 - ・ マレーシア
小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止
→ 出資上限30%)
小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上

【想定される影響】

- 流通業における外資規制の緩和による国内資本のコンビニチェーンの海外への出店が増える場合など、関連する業界の活性化により、道産加工食品の海外展開の機会が増える可能性がある。

6 知的財産

(1) 特許出願、商標登録、地理的表示等

【合意の概要】

- TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。知的財産章は、これらの知的財産につき、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)を上回る水準の保護と知的財産権の行使(民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等)について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。
- 商標
 - ・ 商標権の取得の円滑化
国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約の締結を義務付け
 - ・ 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける

- 特許
 - ・ 新規性喪失の例外規定(特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定)の導入を義務付け
 - ・ 特許期間延長制度(出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度)の導入の義務付け
 - ※ TPP11協定の合意において、「審査遅延に基づく特許期間延長(第18.46条)」は、凍結項目となっている。
- 知的財産権保護の権利行使
 - ・ WTO・TRIPS協定やACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)と同等又はそれを上回る規範の導入
(例)営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用など
- 地理的表示(GI)
 - ・ 地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、
 - ① 過度の負担となる手続を課することなく申請等処理すること
 - ② 申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること
 - ③ 地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること
等が規定されている。

【想定される影響】

- 日本が加盟しているTRIPS協定を基礎に、知的財産権保護と利用の推進が図られる内容となっており、知的財産に係る制度の大幅な変更が求められる規定は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 海外での道産品のブランド保護も含め、TPP参加国間での知的財産の保護が強化される可能性が高まることが考えられる。

(2) 医薬品

【合意の概要】

- 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入
 - ① 特許期間延長制度(販売承認の手続の結果による効果的な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度)
 - ② 新薬のデータ保護期間に係るルール構築(保護期間8年間)
 - ※ TPP11協定の合意において、「医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18.48条)」、「一般医薬品データ保護(第18.50条)」及び「生物製剤データ保護(第18.51条)」については、凍結項目となっている。
 - ③ 特許リンケージ制度(後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み)

【想定される影響】

- 日本における新医薬品データの保護期間は原則8年となっており、現況と変更はないため、特段の影響はないものと考えられる。

(3) 著作権

【合意の概要】

- 著作物(映画を含む)、実演又はレコードの保護期間を次のとおりとする。
 - ① 自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死から少なくとも70年
 - ② 自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、次のいずれかの期間
 - (a) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりにから少なくとも70年
 - (b) 当該著作物、実演又はレコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりにから少なくとも70年
- ※ TPP11協定の合意において、「著作権等の保護期間（第18.63条）」については、凍結項目となっている。
- 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合はこの限りではない。
- 著作権の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

【想定される影響】

- 著作権に関する国際協調と海賊版対策の強化を目的としていることから、国民生活や企業活動に大きな影響はないものと考えられる。

(4) 植物新品種の育成者権

【合意の概要】

- 育成者権*については、今回の合意内容には示されていない。
- * 育成者権：新たに植物品種を育成した者に与えられる権利。
国に登録することにより、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

【想定される影響】

- 育成者権について制度の変更が求められる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

7 競争政策

■ 地方公営企業

【合意の概要】

- 競争法令の制定又は維持、競争当局の維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等について規定している。
- 現行の地方公営企業に関する制度の見直しによる事業者間競争の促進といった合意内容は、示されていない。

【想定される影響】

- 競争政策の見直しにより、地方公営企業に関する制度への影響が懸念されたが、地方公営企業等に関する法令等の変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

8 国境を越えるサービスの貿易

■ 医師等の国家資格の相互承認

■ 混合診療、医療分野への営利企業の参入

【合意の概要】

- 国境を越える取引、海外における消費の態様によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限の禁止等)等について規定している。
- 日本は、社会事業サービス(保健、社会保障、社会保険等)等について包括的な留保を行っている。

【想定される影響】

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び介護福祉士の国家資格の相互承認が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 日本は、社会事業サービスについて包括的な留保を行っており、混合診療の解禁など、日本の公的医療保険制度について変更は求められないことから、特段の影響はないものと考えられる。

9 金融サービス

(1) 公的医療保険制度(医薬品・医療機器の価格決定等含む)

【合意の概要】

- 越境での金融サービスの提供等に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を協定本文で定めている。

なお、公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス(公的医療保険を含む)、締約国の勘定、保証又は財源を利用して行われる活動・サービスには適用されない。

※ TPP11協定の合意において、「医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A、3条)」については、凍結項目となっている。

【想定される影響】

- 日本の公的医療保険制度のあり方について変更は求められないため、特段の影響はないものと考えられる。

(2) 共済(保険事業)

【合意の概要】

- 越境での金融サービスの提供等に関し規定されているが、共済事業は、今回の合意内容の対象となっていない。

【想定される影響】

- 共済に関して、特段の影響はないものと考えられる。

(3) 郵政事業に係る生命保険事業

【合意の概要】

- 越境での金融サービスの提供等に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍、居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を協定本文で定めている。

【想定される影響】

- 生命保険事業(かんぽ生命)に関して、新たな規制が設けられることが懸念されていたが、日本が既に履行しているWTO協定と同種の規律が定められており、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

10 投資

■ 投資家と国との間の紛争解決(I S D S)

【合意の概要】

- 投資家と国との間の紛争の解決(I S D S)のための手続も規定。
- I S D S手続に関しては、例えば、次のような濫訴抑制につながる規定が置かれている。
 - ・ 仲裁廷は、国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に、訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行う。
 - ・ 全ての事案の判断内容等を原則として公開することを義務付ける。
 - ・ 申立て期間を一定の期間に制限する。
- TPP協定第9章において、投資受入国が正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。

【想定される影響】

- 道が独自に定める条例や規則が投資の障壁とされ、見直しを余儀なくされることが懸念されていたが、正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことなどから、特段の影響はないものと考えられる。

11 環境

(1) 漁業補助金

【合意の概要】

- 漁業補助金に関しては、① 漁獲に対する補助金であって、乱獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、② IUU漁業*に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。
- 日本の漁業補助金については、持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興を目的としており、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

* IUU漁業：違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業

【想定される影響】

- 日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

(2) 野生生物の保護政策

【合意の概要】

- 「絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約(CITES)に基づく義務を履行すること」、「違法に採捕された野生動植物の取引に対処するために措置をとり、及び当該取引を防止するために協力すること」及び「特別に保護された自然の区域(湿地等)を生態学的に本来のままの状態に保全するための措置を通ずること等により、自国がその領域において危険にさらされていると特定した野生動植物を保護し、及び保存すること」に合意する。

【想定される影響】

- 環境規制の緩和等により自然環境への影響が懸念されていたが、日本では、合意内容に関して、既に関係法令が整備されていることから、特段の影響はないものと考えられる。

12 労働

■ 労働規制の新たな見直し

【合意の概要】

- 国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等を執行すること、ILO宣言に述べられている権利(強制労働の撤廃、児童労働の禁止、雇用・職業に関する差別の撤廃等)を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について規定が設けられている。
- 単純労働者の受入れを義務づける規定は設けられていない。

【想定される影響】

- 日本では、各締約国が保障すべきとされている労働者の権利に関する国内法令は既に設けられており、他に制度の変更が求められる合意内容ではないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 海外からの単純労働者の流入が懸念されていたが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

■ 日EU・EPAによる影響

I 日本市場へのアクセス(輸入)

1 農業関係

(1) 小麦

【合意の概要】

- 現行の国家貿易制度(無税+マークアップ(上限 45.2 円/kg))を維持するとともに、
 枠外税率(55 円/kg)を維持。
- ごく少量のEU枠(無税)を新設(国家貿易・SBS方式)。
 - ・ 枠数量 : 200 トン(1年目) → 270 トン(7年目以降)
- EU枠内のマークアップを9年目までに45%削減。
 - ※ その他小麦を原料とする製品
 - ・ パスタ(マカロニ・スパゲティ)
 関税を段階的に撤廃。30 円/kg [現行] → 0 円/kg [11年目]
 - ・ 小麦粉調製品等
 関税割当枠(EU枠)を設定。16.2 千トン [1年目]
 → 21.6 千トン [6年目] (枠内無税)
 - ・ ビスケット等
 関税を段階的に撤廃。13%~20.4% [現行] → 0% [6~11年目]

【想定される影響】

- 国家貿易制度が維持されるとともに、関税割当枠の数量も少量であることから、小麦の輸入の増加は見込み難い。
- 他方、パスタ、菓子等のEU産小麦製品の輸入増加や価格低下が懸念されることから、国内外産の小麦を原料とする国産小麦製品への影響が懸念される。
- 国境措置の整合性確保の観点から行われる、パスタ等の原料となる小麦のマークアップの削減に伴い、経営所得安定対策の財源の減少が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

(2) 甘味資源作物(てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ)

【合意の概要】

ア 砂糖

- 現行の糖価調整制度を維持。
- 粗糖・精製糖については、新商品開発用の試験輸入枠(500 トン)を設定(無税・無調整金)。
- 加糖調製品については、品目ごとに関税割当枠(EU枠)を設定(11年目)。
 砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は段階的に関税撤廃。
 10.0%(チョコレート菓子)~29.8%(加糖ココア粉) [現行] → 0% [11年目]

イ でん粉

- 現行の糖価調整制度及び枠外税率(119 円/kg)を維持。
- 近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)を設定。
 - ・ 枠数量 : 6,400 トン(1年目) → 7,150 トン(6年目)

- ・ 枠内税率（糖化・化工でん粉用以外の馬鈴しょでん粉）
加工食品用等：25%（現行）→無税（即時）
片栗粉用等：25%（現行）→無税（国産馬鈴しょでん粉の購入を条件、即時）

【想定される影響】

ア 砂糖（てん菜）

- 糖価調整制度は維持されることから、てん菜の生産への特段の影響は見込み難い。
- 他方、加糖調製品での関税割当枠の設定や関税撤廃に伴う輸入増加が懸念されるとともに、精製糖企業等から徴収する糖価調整制度に係る調整金収入が減少する場合、当該制度の安定運営に支障が生ずることが懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

イ でん粉（でん粉原料用馬鈴しょ）

- 糖価調整制度が維持され、輸入実績に基づいた関税割当枠及び用途別輸入条件の設定等が行われることから、でん粉原料用馬鈴しょの生産への影響は限定的と見込まれる。
- 他方、長期的には、国産馬鈴しょでん粉の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

（3）雑豆（小豆・いんげん）

【合意の概要】

- 枠内税率（10%）について即時撤廃、枠外税率（354 円/kg）を維持。

【想定される影響】

- 枠内税率が撤廃されるが、関税割当制度や枠外税率が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、EUからのこれまでの輸入実績も極めて少ないことから、特段の影響は見込み難い。
- なお、大綱に基づく措置等の実施により、更なる体質強化が必要である。

（4）野菜

【合意の概要】

- たまねぎ：
8.5%（73.7 円/kg を超えるものは無税）（現行）→ 段階的に6年目に関税撤廃。
- スイートコーン：6%（現行）→ 段階的に4年目に関税撤廃。
- メロン、すいか、いちご：6%（現行）→ 即時関税撤廃。
- その他生鮮野菜：3%の品目（現行）→ 即時関税撤廃。
- トマト加工品：
 - ・ トマトピューレ・ペースト：
枠内 無税、枠外 16%（現行）→ 段階的に6年目に関税撤廃。
 - ・ トマトケチャップ、トマトソース、トマトジュース等：
17%～29.8%（現行）→ 段階的に6～11年目に関税撤廃。
 - ・ 調製したトマト：
9%～13.4%（現行）→ 即時関税撤廃又は段階的に6年目に関税撤廃。

【想定される影響】

- 低関税品目が多く、品質による差別化が図られていることや、時期・用途による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産野菜の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

(5) 果実

【合意の概要】

- りんご(生果) :
17%(現行) → 12.8%(初年度) とし、以降、段階的に11年目に関税撤廃
- りんご(果汁) : 「19.1%」～「34%又は23円/kgのうち高い方」(現行)
→ 段階的8～11年目に関税撤廃
- さくらんぼ : 8.5%(現行) → 段階的に6年目に関税撤廃。
- ぶどう : 17%(3月～10月)、7.8%(11月～2月)(現行) → 即時関税撤廃。

【想定される影響】

- 品質による差別化が図られていることや、時期による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産果実の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

(6) 牛肉

【合意の概要】

- 長期の関税削減期間(16年)を確保。
 - ・ 38.5%(現行) → 27.5%(当初) → 9%(16年目)
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量 : 43,500トン(1年目) → 53,195トン(16年目)
 - ・ セーフガード税率 : 38.5%(1年目) → 18%(15年目)

【想定される影響】

- EUからのこれまでの輸入実績は極めて少ないが、関税削減により、長期的には乳用種を中心に国産牛肉価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

(7) 豚肉

【合意の概要】

- 差額関税制度を維持(分岐点価格524円/kgを維持)。
- 長期の関税削減期間(10年)を確保。
 - ・ 安い部位 : 従量税(最大)
482円/kg(1年目) → 125円/kg(当初) → 50円/kg(10年目)
 - ・ 高い部位 : 従価税
4.3%(現行) → 2.2%(1年目) → 0%(10年目)
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量(従量税削減部分) : 6.3万トン(5年目) → 10.5万トン(10年目)

【想定される影響】

- 長期的には、従量税の引下げに伴い、低価格部位の輸入の増加により、需給緩和と国産豚肉価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

(8) 牛乳乳製品

【合意の概要】

ア 脱脂粉乳・バター

- 国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内。
 - ・ 枠数量(生乳換算) : 12,857 トン(1年目) → 15,000 トン(6年目)
- ※ 最近の追加輸入量 : 18.8 万トン(H26)、15.6 万トン(H27)、13.6 万トン(H28)
 - ・ 枠内税率(段階的に削減)
 - ・ 脱脂粉乳 … 25%、35%+130 円/kg(1年目) → 25%、35%(11年目)
 - ・ バター … 35%+290 円/kg(現行) → 35%(11年目)

イ ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量 34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量 25%~45%)について、関税削減に留めた。
 - ・ 枠内税率 : 25%、35%+40 円/kg(現行) → 7.5%、10.5%+12 円/kg(11年目)
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量 : 2,000 トン(1年目) → 8,011 トン(21年目)
 - 脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準

ウ チーズ

- ソフト系チーズは、横断的な関税割当とし、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
 - ・ 枠数量 : 20,000 トン(1年目) → 31,000 トン(16年目)
 - ・ 枠内税率(段階的撤廃) : 22.4%~40.0%(現行) → 0%(16年目)
- ハード系チーズは、関税を段階的に撤廃。
 - ・ 26.3%~29.8%(現行) → 0%(16年目)
- プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合せ無税の関税割当制度は維持。
 - ・ 国産品の使用を条件に無税輸入(国産品 : 輸入品 = 1 : 2.5)

【想定される影響】

ア 脱脂粉乳・バター

- EU枠の数量に上限はあるものの、長期的には、安価な脱脂粉乳・バターの輸入の増加により、需給緩和と国産品の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

イ ホエイ

- 長期的には、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイの輸入の増加により、脱脂粉乳の需給緩和と国産脱脂粉乳の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

ウ チーズ

- ソフト系チーズについて、枠数量は国内消費の動向を考慮して設定されているものの、高品質で低価格なチーズの輸入も増加すると考えられることから、それらと競合する道内農家チーズや工房チーズ等への影響が懸念される。
- ハード系チーズについて、国産ハード系の大部分は抱き合せ制度の下、プロセス原料に仕向けられており、抱き合せ制度は維持されているものの、関税の段階的削減に伴い、そのメリットが消失した後のプロセス原料用の輸入増が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

(9) 鶏肉

【合意の概要】

- 8.5%、11.9%（現行） → 段階的に11年目に関税撤廃。
- ただし、冷蔵丸肉と冷凍鶏肉（丸鶏及び骨付きもも肉を除く。）は段階的に6年目に関税撤廃。

【想定される影響】

- 輸入量の大部分（約9割）をブラジルとタイが占めており、EUからの輸入量はごく少量となっている。また、潜在的な輸出余力も小さく、冷凍の丸鶏及び骨付きもも肉が過半を占め、用途や販路が限られ国産品との競合はほとんどないことから、特段の影響は見込み難い。
- なお、大綱に基づく措置等の実施により、更なる体質強化が必要である。

(10) 鶏卵

【合意の概要】

- 殻付き卵
 - ・ 生鮮・冷蔵・冷凍 : 17%（現行） → 段階的に13年目に関税撤廃。
 - ・ その他（ゆで卵等） : 21.3%（現行） → 段階的に11年目に関税撤廃。
- 全卵
 - ・ 乾燥したもの（全卵粉等） : 21.3%（現行） → 段階的に13年目に関税撤廃。
 - ・ 乾燥したものの以外 : 21.3%又は51円/kg（現行） → 段階的に6年目に関税撤廃。
- 卵黄
 - ・ 乾燥したもの（卵黄粉等） : 18.8%（現行） → 段階的に6年目に関税撤廃。
 - ・ 乾燥したものの以外 : 20%又は48円/kg（現行） → 段階的に6年目に関税撤廃。
- 卵白 : 8%（現行） → 即時関税撤廃。

【想定される影響】

- 消費量のうち、輸入量は3%と少量であり、EU加盟国からの輸入鶏卵は用途が限られ、国産品との競合はほとんどないことから、影響は限定的と見込まれる。
- 関税削減・撤廃により、長期的には国産鶏卵の価格の低下が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

(11) 軽種馬

【合意の概要】

- 妊娠馬の関税(340万円/頭)は、即時撤廃。
- 競走馬の関税(340万円/頭)は、段階的に16年目に撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。

【想定される影響】

- 外国産馬と国産馬の価格差は大きく、関税撤廃による外国産馬への置き換わりは生じないものと考えられるため、特段の影響は見込み難い。

(12) パスタ等

【合意の概要】(再掲)

- パスタ(マカロニ・スパゲティ)
 - ・ 関税を段階的に撤廃。30円/kg[現行] → 0円/kg[11年目]
- 小麦粉調製品等
関税割当枠(EU枠)を設定。
16.2千トン[1年目] → 21.6千トン[6年目](枠内無税)
- ビスケット等
関税を段階的に撤廃。13%~20.4%[現行] → 0%[6~11年目]
- 加糖調製品については、品目ごとに関税割当枠(EU枠)を設定(11年目)。
砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は段階的に関税撤廃。
10.0%(チョコレート菓子)~29.8%(加糖ココア粉)[現行] → 0%[11年目]

【想定される影響】

- 道内では元々の製造量が少ないが、全国的にはパスタの輸入量増加により、国産製品と競合することが懸念される。

2 水産業関係

【合意の概要】

- 大西洋さけ・ます、まだら、ひらめ・かれい等については、即時関税撤廃。
 - ・ 3.5~6.0%(現行) → 即時撤廃
- いか類、いわし、さば等については、段階的に関税撤廃。
 - ・ 3.5~10.0%(現行) → 段階的に4~16年目に撤廃
- 漁業補助金は禁止補助金の対象外。

【想定される影響】

- 安価な輸入品の流通によって、道産水産物の価格低下等が懸念される。
- 加盟国からの輸入実績が少ないなどの理由から、生産減少額が算出されなかった本道主要魚種であるさけ・ます、ほたてが、にしん、かに・えびなどについて、今後の社会経済情勢の変化等により輸入増による影響が懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

3 林業・木材産業関係

【合意の概要】

- SPF製材 : 4.8%(現行) → 段階的に8年目に撤廃。
- 構造用集成材 : 3.9%(現行) → 段階的に8年目に撤廃。

【想定される影響】

- 安価な輸入製品の流通により、道産木材・木製品の価格が低下し、木材関係業者への影響が懸念される(EU製品は、道内の主要樹種であるカラマツ・トドマツ等の製材・集成材と競合)。
- 価格の低下に伴い、原料となる丸太の価格も低下し、素材生産業者や森林所有者への影響も懸念される。
- なお、大綱に基づく措置等が実施される場合、影響の緩和が見込まれる。

4 商工業関係

(1) 酒類(ワイン)

【合意の概要】

- 15%又は125円/L(現行) → 即時撤廃。

【想定される影響】

- 価格に占める関税の割合が大きい低価格ワイン市場への影響が懸念される。
- 関税撤廃を機に国内市場におけるEU産ワインのPR活動が加速することが見込まれ、相対的に道産ワインの位置づけが低下することが懸念される。

II EU市場へのアクセス(輸出)

1 農林水産業関係

(1) 水産物(ホタテガイ等)

【合意の概要】

- ホタテガイ(冷凍)については、段階的に8年目に関税撤廃。
 - ・ 8%(現行) → 段階的に8年目に撤廃
- その他については、即時関税撤廃。
 - ・ 無税~26%(なまこ調整品等)(現行) → 即時撤廃

【期待される影響】

- 関税の削減・撤廃により、輸出の増加が期待される。

(2) 畜産物

【合意の概要】

- 関税の撤廃。
 - ・ 牛 肉 : 12.8%+141.4~304.1ユーロ/100kg(現行) → 即時撤廃
 - ・ 豚 肉 : 46.7~86.9ユーロ/100kg(現行) → 即時撤廃
 - ・ 鶏 肉 : 6.4%、18.7~102.4ユーロ/100kg(現行) → 即時撤廃

- ・ 鶏 卵 : 16.7~142.3 ユーロ/100 kg(現行) → 即時撤廃
- ・ チーズ : 139.1~221.2 ユーロ/100 kg(現行) → 即時撤廃
- ・ バター : 189.6 ユーロ/100 kg等(現行) → 即時撤廃
- ・ LL牛乳 : 22.7 ユーロ/100 kg(現行) → 即時撤廃
- ・ 脱脂粉乳 : 118.8 ユーロ/100 kg(現行) → 即時撤廃

※ 牛肉を除く畜産物は、現在輸出解禁に向け協議中(EU向け)

【期待される影響】

- 関税の撤廃による輸出の取組が期待される。
- ※ 関税が撤廃されたものの、EU側の輸入承認リストへの掲載や施設認定などの輸入規制が整理されることが必要。

(3) 酒類(日本酒)

【合意の概要】

- 関税の撤廃。
 - ・ 製品容量2L未満 : 7.7 ユーロ/100L(現行) → 即時撤廃
 - ・ 製品容量2L以上 : 5.76 ユーロ/100L(現行) → 即時撤廃

【期待される影響】

- 関税の撤廃による輸出の取組が期待される。

2 工業製品関係

(1) 自動車部品

【合意の概要】

- 貿易額ベースの9割以上が即時関税撤廃。

<現行の関税率>

- ・ ギャボックス : 3.0~4.5%
- ・ 乗用車タイヤ : 4.5%
- ・ エンジン関連部品 : 2.7% 等

- TPPにおける米国の譲許内容及び韓国EU・FTAにおける欧州の譲許内容を上回る高い水準。

<自動車部品の即時撤廃率>

- ・ 日EU : 品目数 … 91.5%、輸出額 … 92.1%
- ・ TPP : 品目数 … 87.4%、輸出額 … 81.3%
- ・ 韓EU : 品目数 … 92.7%、輸出額 … 90.2%

【期待される影響】

- 関税の撤廃による輸出拡大の可能性が期待される。
- ※ EUとの直接・間接の取引がなく、影響は「ほぼない」「わからない」とする企業が多い。

Ⅲ ルール分野等（日EU・EPA関係）

1 衛生植物検疫（SPS）措置

【合意の概要】

- 人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保することに関する規定を設けている。WTO・SPS協定の内容を上回る規定として、締約国がWTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することや各締約国のSPS措置に係る手続の透明性の向上に関する規定等がある。
- 更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協議等について規定。

【想定される影響】

- 現在示されている日EU・EPA妥結内容の概要においては、WTO・SPS協定を踏まえたものとなっており、我が国の制度の変更を求められるような規定は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

2 貿易の技術的障害（TBT）

【合意の概要】

- 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保等について規定。

【想定される影響】

- 遺伝子組換え作物・製品に関する特別な規定を設けていないため、日本の遺伝子組換え食品に係る制度の見直し等について議論されている状況にはないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 遺伝子組換え食品表示を含め、食品表示に関して国内への影響はないとみられている。

3 貿易

（1）物品貿易のルール

【合意の概要】

- EUが「日本ワイン」の醸造方法を承認すること、「日本ワイン」のEUへの輸出に際し、EUが必要な証明に係る規制の緩和を行うこと、並びに、日本とEUのそれぞれが相手国・地域でワインに使用されている主要な添加物の指定に向けた手続を行うこと等を規定。
- 日本において生産・瓶詰めされた単式蒸留焼酎は、EU市場において、四合瓶又は一升瓶で流通することが許されることを規定。

【想定される影響】

- EUの域外から域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付けられているが、協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能となる。
- 業者の自己証明の導入により、コスト負担が軽減される。
- EUと同じ添加物を使用可能となり競争力強化に資すると期待される。
- 700ml や1,750ml 等の決められた容量以外は流通不可となっているが、協定発効後は、四合瓶や一升瓶等日本で流通している容器・容量のままのEU域内での流通が可能となる。

(2) 貿易救済(セーフガード等)

【合意の概要】

○ セーフガード措置

特定の商品の輸入が増加し、国内産業に重大な損害を与え、又はそのおそれがある場合、当該産品に対し、一時的に緊急措置(セーフガード措置)をとることができることを規定するとともに、その発動に当たり必要となる手続的要件(発動期間等の条件及び制限、調査の際の通報、協議等)について規定。

【想定される影響】

- セーフガード措置発動に当たり、調査、協議等の手続きが必要であるが、農業分野における影響が想定される品目については、個別の品目ごとに、基準に基づき自動的にセーフガードが措置されている。

4 政府調達

【合意の概要】

- 日EUが共に加入しているWTO政府調達協定(GPA)を基本とし、本協定の適用対象となる調達の入札の手続、調達手続における透明性・公平性を確保するためのメカニズム、適用範囲の修正・訂正の手続等について規定。
- 特定の調達機関が、基準額以上の物品・サービスを調達する際の規律を規定。具体的には、政府調達のルール適用対象に都道府県・指定都市が設置する地方独立法人や、都道府県・指定都市が運営する公営電気事業を追加。

【想定される影響】

- 日EUが共に加入しているWTO政府調達協定(GPA)を基本としており、発注に当たっては、特段の影響はないものと考えられる。
- 対象品目の拡大や調達基準額の引下げが行われないことから、道の発注に当たっては、特段の影響はないものと考えられる。

5 サービス、投資の市場アクセス

【合意の概要】

- これまでいずれのEU加盟国とも締結していなかった投資保護のルールを新たに規定。
- 投資・サービス貿易については、原則として、全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用。
- サービスの個別分野毎の自由化の内容についても、特定の約束を行った分野のみ自由化の対象となるポジティブ・リスト方式の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」と比較して、EU側が自由化を約束した分野が拡大。
- 協定発効後に自由化の程度をより悪化させないことを約束する、いわゆるラチェット条項を採用し、法的安定性と予見可能性を高めている。
- EU域内で許可され得る入国区分について、従来の、拠点(会社)等設立目的の商用訪問者、企業内転勤者及び契約に基づくサービス提供者に加え、新たに、投資家、独立の自由職業家、短期の商用訪問者等を規定。
- 入国と一時的滞在の許可にかかるルールの明確性及び、数的制限等の規制を設けてはならないこと等について確保。

【想定される影響】

- 規制の現状（根拠となる措置や分野）が明確となり透明性が向上し、サービス業も含めた幅広い分野での道内企業の海外展開（EU市場獲得）にメリット。
- EU域内で商談、サービスの提供、駐在などを行う企業（中堅・中小企業も含め）にメリット。

6 知的財産

（1）特許出願、商標登録

【合意の概要】

- 知的財産に関する制度の運用における透明化、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保するとともに、知的財産の権利行使、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっている。
- 商標
 - ・商標権者の排他的権利及び例外、商標を表示するラベル・パッケージを商標権者の許諾を得ずに製造・輸入等する行為の禁止、周知商標の保護について規定。
- 意匠
 - ・意匠権者の排他的権利及び例外、秘密意匠制度、意匠権の存続期間等について規定。
- 特許
 - ・特許権者の排他的権利及び例外、特許制度の国際調和に向けた協力、審査結果の相互利用促進に向けた協力等について規定。

【想定される影響】

- 日EU双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）よりも高度な規律の規定により、十分かつ効果的な保護の確保が見込まれ、EUにおいて道内企業が今後も安心してビジネスを展開できることが期待される。

（2）地理的表示（GI）

【合意の概要】

平成 29 年 7 月の大枠合意を受け、国はEUのGI 産品について 7 月から 3 か月間の公示を実施。公示期間中に提出された異議申し立てを踏まえ、EU側と最終的な調整を行い、以下のような協定内容で合意

ア より高いレベルでの地理的表示の保護

EU側GI 71 産品、日本側GI 48 産品について、以下のように相互に高いレベルでの保護を行う。

① 高いレベルでの地理的表示の保護

産品への表示だけではなく、広告・インターネット等のサービスの名称使用についても、消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称を使用するなどの場合は、GI 侵害として、地理的表示の使用が禁止。

② 先使用の制限

地理的表示の保護の前から使用されていた、同一・類似名称（先使用）について、日EU・EPA発効後、7年間の経過期間を経た後は、地理的表示の使用を禁止。

イ 保護される地理的表示について

日本の市場の流通実態や意見書の内容を踏まえ、現行の地理的表示法に基づき、下記の取扱とする。

① 複合語のG Iの一部が普通名称と認識されているものについて、当該部分には地理的表示の保護は及ばない

例：カマンベール、エメンタール、モッツァレラ、チェダー、エダム、ゴータ

② 複合語を構成する一部の単語について類似名称ではないため地理的表示として保護しないことを確認したもの。

例：グラナ・パダーノ、ペコリーノ・ロマーノ、モルタデッラ・ボローニャ

③ ハードチーズの「パルメザン」については、日本の流通実態を踏まえ、実質的に別のチーズと認識されており、地理的表示の保護の対象外

④ 品種名称として同一名称が使用されている製品については、品種としての名称使用は地理的表示の保護の対象外。

例：ヴァレンシア・オレンジ、カラマタ、ロシヤ

【想定される影響】

- 本協定に従ってG Iを保護することにより、海外でのG I登録手続の負担の大幅な軽減や海外でのG I保護によるブランド化の推進が図られ、道産の農林水産物、食品、酒類の輸出促進につながることを期待。
- 一般的に流通しているカマンベールやモッツァレラ、ゴータ、パルメザンなどについては、日本の市場の流通実態や意見書の内容を踏まえ、保護の対象外とされたことから、特段の影響はないものと考えられる。
- ゴルゴンゾーラなど一部については、名称変更が必要となるが、生産工房も少なく7年間の経過期間中に変更を行うため、特段の影響はないものと考えられる。

(3) 医薬品

【合意の概要】

- 医薬品に係る特許の保護期間延長について規定。

【想定される影響】

- 医薬品に係る特許の保護期間の影響を受けるおそれのある、後発医薬品メーカー及び先発医薬品メーカーが道内に無いことから、特段の影響はないものと考えられる。

(4) 著作権等

【合意の概要】

- 著作者、実演家、レコード制作者及び放送機関の権利の保護、著作物等の保護期間の延長（著作者の死後70年等）、権利の制限と例外等について規定。

【想定される影響】

- 著作権に関する国際協調と海賊版対策の強化を目的としていることから、国民生活や企業活動に大きな影響はないものと考えられる。

(5) 植物の新品種の育成権者

【合意の概要】

- 植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）の1991年改正条約上の権利・義務に従い、植物新品種の保護を与えることについて規定。

【想定される影響】

- 育成者権について制度の変更が求められる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

7 国境を越えるサービス

【合意の概要】

- 日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス（保健、社会保障及び社会保険等）等について包括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保している。

【想定される影響】

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び介護福祉士の国家資格の相互承認が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 日本は、社会事業サービスについて包括的な留保を行っており、混合診療の解禁など、日本の公的医療保険制度について変更は求められないことから、特段の影響はないものと考えられる。

8 金融サービス

(1) 共済（保険事業）、公的医療保険制度（医薬品、医療機器の価格決定等含む）

【合意の概要】

- 新たな金融サービス、自主規制団体、支払及び清算の制度へのアクセス許可、郵便保険事業体による保険サービスの提供等について規定。なお、金融サービスの規定は、社会保障制度又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動（公的医療保険を含む。）等には適用されない旨も規定。
- 金融サービスの規定は、社会保障制度又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動（公的医療保険を含む。）等には適用されない。

【想定される影響】

- 越境での金融サービスの提供に関し規定されているが、共済事業は、今回の合意の内容の対象となっていないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 日本の公的医療保険制度について変更は求められないことから、特段の影響はないものと考えられる。

9 環境

(1) 動物福祉

【合意の概要】

- 飼養された動物に焦点を当てた動物福祉に関係することについて規定。

【想定される影響】

- 日本では、合意内容に関して、既に関係法令が整備されていることから、特段の影響はないものと考えられる。

(2) 漁業資源の貿易及び持続可能な利用並びに持続可能な養殖

【合意の概要】

- 漁業資源の保存、持続可能な利用及び管理を確保すること、海洋生態系を保存すること並びに責任ある持続可能な養殖を促進することの重要性について認識すること等を規定。また、地域漁業管理機関等を通じて漁業資源の保存及び持続可能な利用を促進すること、違法・無報告・無規制漁業に対処するための効果的な措置を採用・実施すること等について規定。

【想定される影響】

- 我が国の漁業については、既に合意内容に対応しているため、特段の影響はないものと考えられる。

(3) 持続可能な森林経営並びに木材及び木材製品の貿易

【合意の概要】

- 違法伐採及びそれに関連する貿易への対処に貢献すること、関連する情報を交換すること等について規定。

【想定される影響】

- 日本では、合意内容に関して、既に関係法令(「クリーンウッド法」等)が整備されていることから、特段の影響はないものと考えられる。

(4) 漁業補助金

【合意の概要】

- 自由な貿易・投資を確保するために、一定の条件を満たす補助金について、通報、協議、一定の種類の補助金の禁止等を規定。

【想定される影響】

- 漁業補助金については、禁止補助金の対象外となっているので、特段の影響はないものと考えられる。

10 労働

【合意の概要】

- 国際労働機関（ILO）に参加することから生ずる義務を再確認すること、ILOの労働における基本的な原則及び権利に関する宣言等に関する各締約者の約束を再確認すること、労働者の基本的権利に関する国際的に認識された原則（結社の自由・団体交渉権、強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃）を、それぞれの法律及び慣行において尊重し、推進し及び実現すること、各締約者は適当と認めるILO基本条約及びその他のILO条約の批准に努めること、ILO条約の締結について情報交換を行うこと等について規定。

【想定される影響】

- 日EU間で労働者の権利の確保や環境保護の重要性を再確認するものであることから、現状に特段の情勢変化はない。